

論文式試験問題集  
〔民法・親族相続〕

## 〔民法・親族相続〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。登場人物はいずれも成人である。

### 【事実】

- 1 平成25年、Yは、友人のZと連帯して、Xに対して800万円の貸金債務を負っていた。平成29年12月、XのY・Zに対する請求を認容する判決が出されたが、Yは、平成30年1月に不慮の事故により死亡した。
- 2 Yには、妻A、Aとの間に長男B、長女Cがあり、BはDを養子としていた。また、Yには、姉Eと弟F、Eには子Gがあった。
- 3 死亡当時、Yは、積極財産として、A・Cとともに居住していた甲建物（300万円相当）を所有するのみであった。
- 4 Cは、平成30年2月、家庭裁判所に相続放棄の申述をして受理された。その後、【事実】1のYの債務の借用書をYの書斎で見つけたが、自分たち家族が800万円もの債務を承継するのは御免だと思い、財産目録に当該債務の記載をしなかった。
- 5 Bは、若い頃から、Yとは反発を繰り返し、平成15年春頃から家を出て、Yら家族とは音信不通となっていた。そのため、Bは、平成30年5月にEからY死亡の知らせを受けて初めて、亡Yの死亡の事実およびこれにより自己が相続人となった事実を知った。しかし、Bは、当時、亡Yの相続財産が全く存在しないと信じ、限定承認ないし相続放棄をしなかった。Bは、同年10月に判決正本の送達を受けるまで、YのXに対する債務の存在を知ることは著しく困難であった。
- 6 Eは、Yが【事実】1の貸金債務を負った後、Yから自筆証書遺言の保管を託されていた。その内容は、「私の財産及び借入金は、全て長女Cに相続させる。」というものであった。Eは、遺言内容については、Aが高齢で、Bは行方知れずであるから、YがCに託すのはやむを得ないと考えていたが、800万円もの債務を返済できないまま、Yが亡くなってみると、Cが気の毒に思えた。そこで、Eは、当該自筆証書遺言を隠匿した。
- 7 E・Fは、たとえ、B・Cが相続放棄をして自分たちが亡きAの相続人になったとしても、E・F自身が相続放棄をするつもりはなかった。

〔設問1〕

Bは、平成30年12月時点で、亡Yにかかる相続放棄をすることができるか、検討しなさい。

〔設問2〕

〔設問1〕でBが相続放棄をすることができたとすると、亡Yの相続人は誰々となるか、検討しなさい。

〔設問3〕

〔設問2〕の各相続人は、Xに対する800万円の債務をどのように負うか、金額を明示して答えよ。

\*なお、積極財産、遺留分については考慮しなくてよい。

2018年12月23日

担当：弁護士 大久保和子

## 参考答案

[民法・親族相続]

<p><b>第1 設問1</b></p> <p>1 相続放棄は、「自己のために相続の開始があったことを知った時から」3箇月以内にしなければならぬ(民法(以下省略)915条1項本文)。BがYの死亡及び自己が相続人となった事実を知ったのは、平成30年5月であり、同年12月の時点では3箇月を経過してしまっていることから、Bは相続放棄できないと思われるため、「自己のために・・・知った時から」の意義が問題となる。</p> <p>2 915条1項本文が3箇月の熟慮期間を付与しているのは、相続人が、相続開始の事実およびこれにより自己が相続人となった事実を知った場合には、通常、右各事実を知った時から3箇月以内に調査すること等によって相続財産の有無、状況等を認識することができずからであり、熟慮期間は、原則として、相続人が右事実を知った時から起算すべきである。しかし、3箇月以内に相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、被相続人と相続人との交際状況その他諸般の状況から見て当該相続人に対し相続財産の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続人においてそう信じるに於いて相当な理由があると認められる時は、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきである。</p> <p>3 本件において、Bは、平成30年5月にY死亡の事実及び自己が相続人となったことを知ったが、当時Yに相続財産が全くないと</p>	<p>信じて8月までに相続放棄をしなかった。そして、Bが若い頃からYと反発し、15年以上もYら家族とは音信不通となつていたという交際状況から見ても、Bにおいて、10月にYの債務にかかる判決正本の送達を受けるまで、相続財産の調査を期待することが著しく困難な事情があつて、相続財産が全くないと信じるに於いて相当な理由があるといえる。そのため、Bの熟慮期間は、同年10月から起算すべきといえる。</p> <p>4 したがつて、同年12月時点で、Bは、亡きYにかかる相続放棄をすることができず。</p> <p><b>第2 設問2</b></p> <p>1 まず、相続人の子であるB・Cが第1順位の相続人である(887条1項)が、Bが適法に相続放棄をすることができたとすると、Bは、初めから相続人とならなかつたものとみなされる(939条)ため、Dは代襲相続人とならない(887条2項参照)。</p> <p>2 Cが、適法に相続放棄をした後、Xに対する債務を財産目録に記載しなかったことは、法定単純承認事由にあたる(921条3号本文)。</p> <p>しかし、Cの相続放棄後、E・Fが相続放棄をせず熟慮期間を徒過しているため、単純承認したものとみなされ(同条2号)、「その相続人が相続の放棄をしたことによつて相続人となつた者が相続の承認をした後」にあたる(同号但書)。</p> <p>したがつて、Cは、単純承認したものとみなされず、相続放棄の効力は覆されない。よつて、Cは相続人とならない(939条)。</p>
--	---

<p>3 すると、第1順位の相続人はいなくなり、第2順位の相続人もいない本件では、第3順位となる、被相続人の兄弟姉妹であるE・Fが相続人となる(889条1項2号)と考えられるため、検討する。</p> <p>(1) Eは、遺言書を隠匿したため、相続欠格(891条5号)とならないか。</p> <p>同条5号の趣旨は、遺言に関し著しく不当干渉行為をした相続人に対して相続人となる資格を失わせるという民事上の制裁を課そうとするところにあるから、相続人が相続に関する被相続人の遺言を破棄・隠匿した場合において不当な利益を目的とすることが必要である。</p> <p>本件において、Eは、遺言に従えば多額の債務を負うこととなるCが気の毒と考えて、遺言書を隠匿したに過ぎず、E自身が不当な利益を得ようとする意思はないため、不当な利益を目的としていない。</p> <p>(2) したがって、Eは、相続欠格とならない。</p> <p>(3) そして、E・Fは、熟慮期間を徒過したため、単純承認をしたものとみなされ(921条2号)、相続人となる(920条)。</p> <p>4 Aは、常に相続人となる(890条本文)ところ、熟慮期間を徒過しているため、単純承認したものとみなされ(921条2号)、相続人となる(920条)。</p> <p>5 したがって、Yの相続人は、A・E・Fとなる。</p>	<p><b>第3 設問3</b></p> <p>1 Xに対して、Y及びZが800万円の連帯債務を負っていたところ、債務者の一人Yが死亡し、3人の相続人がある場合に、A・E・Fはどのように債務を負うか。</p> <p>(1) まず、本件では、隠匿されたとはいえ、「相続させる」旨の遺言がある。もっとも、対象者であるCは、相続放棄しており、初めから相続人とはならない(939条)ため、当該遺言は問題とならない。</p> <p>(2) 債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継し、その範囲において、本来の債務者と共に連帯債務者となる(判例同旨)。</p> <p>本件において、妻Aの相続分は、4分の3(900条3号)、E・Fの相続分は、それぞれ8分の1(900条3号、4号)である。</p> <p>2 よって、Xに対して、Aは600万円、Eは100万円、Fは100万円の各債務を、800万円の債務を負うZと連帯して負う。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2018年12月23日 担当：弁護士 大久保和子</p>
---	---

# 予備試験答案練習会(民法・親族相続)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
<b>〔設問1〕</b>	(10)		
相続放棄 915 I の指摘		2	
「自己のために～知った時」の意義が問題となること		2	
趣旨		2	
規範		2	
あてはめ		2	
<b>〔設問2〕</b>	(20)		
B 第一順位 887 I			
相続放棄の効果 939 指摘		4	
D 887 II 代襲しない			
C 事実適示 目録不記載			
921③本文		6	
921③但書 少なくともF法廷単純承認 921②			
相続人とならない			
F 単純承認		1	
E 欠格事由 891⑤		2	
二重の故意 要		2	
あてはめ		2	
A 890		1	
結論AEF		2	
<b>〔設問3〕</b>	(10)		
「相続させる旨の遺言」あること→C放棄しているから問題とならない (or対外的には法定相続)		2	
連帯債務 可分債務として分割承継		2	
法定相続分に応じて-規範		2	
あてはめ 900③		2	
結論		2	
<b>裁量点</b>	(10)	10	
<b>合計</b>	(50)	50	

# 民法・親族相続 解説レジュメ

## 1. 総論

本問は、相続放棄や欠格事由を中心として、債務の相続をめぐる法律関係についての基本的な理解を問う問題である。

親族相続法分野3年に一度程度の出題があるため、予備試験・(新)司法試験の択一で出題済みの条文や押さえておくべき百選判例については、出題される可能性が十分ある。

①法廷単純承認(921条3号)、②相続欠格事由(891条5号)の二重の故意、③「相続させる」旨の遺言ある場合の債務の相続については、(新)司法試験択一でも出題済みである(①〔平成19年33問肢3〕、②〔平成22年34問肢3〕、③〔平成26年33問肢オ〕)。

また、②については百選判例(Ⅲ52)であり、熟慮期間の起算点(Ⅲ76)、連帯債務と相続(Ⅲ62)もしかりであるから、各判例の主旨について押さえておけば対応できる問題である。

なお、「相続させる」旨の遺言と債務(Ⅲ88)も問題となり得るが、本問では、相続させる旨の遺言の対象者が相続放棄したため、真正面から論じてもらう必要はない。

## 2. 設問1

### (1) 出題の趣旨

設問1は、被相続人死亡の事実及び自己が相続人となったことを知った時から3箇月以内の熟慮期間内に相続放棄をしなかったBが、相続債務の存在を知った時から2箇月の時点で、相続放棄できるか、「自己のために相続の開始があったことを知った時」(915条1項)の意義が問題となることを指摘して、法律解釈をし、あてはめる三段論法を展開してほしいため、出題した。

### (2) 解説

#### ア 最判昭和59.4.27(百選Ⅲ第2版76)

「民法915条1項本文が相続人に対し単純承認若しくは限定承認又は放棄をするについて3箇月間の期間(以下「熟慮期間」という。)を許与しているのは、相続人が、相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となる事実を知った場合には、通常、右各事実を知った時から3箇月以内に調査すること等によって、相続すべき積極及び消極の財産(以下「相続財産」という。)の有無、その状況等を認識し又は認識することができ、したがって、単純承認若しくは限定承認又は放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されるとの考えに基づいているのであるから、熟慮期間は、原則として、相続人が各事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人が、右事実を知った場合であっても、右事実を知った時から3箇月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全くないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の調査を期待することが著しく困難な状況があつて、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするは相当でないというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものとするのが相当である。」



### 3. 設問2

#### (1) 出題の趣旨

相続放棄した者の子は代襲相続人とならないこと（939条）、この点、欠格事由や廃除とは異なること（887条2項本文・891条・892条・893条）を押さえておいてほしい。

相続放棄後の法定単純承認（921条3号本文）とその例外（同号但書）、これによって相続放棄が覆らなかつたことから、第1順位の相続人が不存在となり、第2順位の相続人のいない本問では第3順位の相続人が、妻とともに相続人となり得ること、相続人の欠格事由の5号に該当するためには二重の故意が必要であることを押さえた上で、きちんと相続人を認定してほしいと出題した。

#### (2) 解説

##### ア 最判平成9.1.28（百選Ⅲ第2版52）

「相続人が相続に関する被相続人の遺言書を破棄又は隠匿した場合において、相続人の右行為が相続に関して不当な利益を目的とするものでなかつたときは、右相続人は、民法891条5号所定の相続欠格者に当たらないものと解するのが相当である。けだし、同条5号の趣旨は遺言に関し著しく不当な干渉行為をした相続人に対して相続人となる資格を失わせるという民事上の制裁を課そうとするところであるが（最判昭和56.4.3，民集35巻3号431頁参照）、遺言書の破棄又は隠匿行為が相続に関して不当な利益を目的とするものでなかつたときは、これを遺言に関する不当な干渉行為ということはできず、このような行為をした者に相続人となる資格を失わせるという厳しい制裁を課することは、同条5号の趣旨に沿わないからである。」

### 4. 設問3

#### (1) 出題の趣旨

連帯債務者の1人が死亡し共同相続が生じた場合に、相続債務は、金銭債務である以上可分債務（427条）として法律上当然分割され、各相続人がその相続分に応じて、本来の債務者とともに連帯債務を負うという意味を理解しているか、具体的事案に当てはめることにより示してほしいと思い、出題した。

#### (2) 解説

##### ア 最判昭和34.6.19（百選Ⅲ第2版62）

「連帯債務は、数人の債務者が同一内容の給付につき各独立に全部の給付をなすべき義務を負担しているものであり、各債務は債権の確保及び満足という共同の目的を達する手段として相互に関連結合しているが、なお、可分なこと通常の金銭債務と同様である。ところで、債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人に応じてこれを承継するものと解すべきであるから（大審院昭和5.12.4決定，民集9巻1118頁，最高裁昭和29.4.8，民集8巻819頁参照）、連帯債務者の1人が死亡した場合においても、その相続人らは、被相続人の債務分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となると解するのが相当である。」

##### イ 参考：最判平成21.3.24（百選Ⅲ第2版88）

「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人に相続債務もすべて相続させる意思がないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もす

べて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者にはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないといふべきである。」

#### 【参考文献】

1. 二宮周平著「家族法（第2版）」新世社 2007/9/10
2. 内田貴著「民法Ⅳ親族相続」東京大学出版会 2006/5/2
3. 水野紀子・大村敦志編「民法判例百選Ⅲ親族相続（第2版）」有斐閣 2018/3/30

以 上

2018年12月23日

担当：弁護士 大久保和子

## 最優秀答案

回答者 T C 36点

### 第1 設問1

- 1 Bは、平成30年12月に、亡Yにかかる相続（民法（以下省略する。）896条）について相続放棄（938条）をすることができるか。
- 2 （1）この点、相続放棄は、相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内にしなければならないのが原則である（915条1項本文）。  
そうすると、本件では、Bが亡Yの死亡及び自己が相続人になったことを知ったのは平成30年5月であるから、平成30年12月には相続の開始があったことを知ったときから3カ月を経過しており、相続放棄ができないのが原則である。  
（2）もっとも、915条1項本文の根拠は、相続人は相続財産の内容について知っているのが通常であるから、3カ月以内という期間を定めても酷ではないことにある。そうすると、相続人が、相続財産が全くないと信じかつ、相続財産の存在を知ることが著しく困難な場合には、根拠が妥当せず相続人に不測の損害を被らせるおそれがあるから、3カ月の期間はその相続財産の存在を知ったときから計算すべきと解する。  
本件では、Bが、YのXに対する債務の存在を知ったのは、判決正本の送達を受けた平成30年10月である。そのため、同年10月から3カ月以内ならば相続放棄ができるところ、現在は同年12月であり、3ヶ月以内といえる。
- 3 したがって、Bは、亡Yにかかる相続放棄をすることができる。

### 第2 設問2

- 1 本件では、誰が亡Yの相続人となるか。
- 2 （1）Aについて  
まず、AはYの妻であるから、相続人となる（890条）。  
（2）Bについて  
Bは、相続放棄をしているため、相続人にはならない。（939条）

(3) Cについて

Cも、相続放棄をしているため、原則として、相続人とならない。そして、財産目録に本件債務の記載をしていないため、単純承認をしたものとみなされ(921条3号本文)、相続人となるとも思えるが、後述のようにF及びGが相続の承認をするため、「相続人となった者が相続の承認をした」といえ、921条3号本文の適用はない(921条3号但書き)。そのため、原則通り、Cも相続人とならない。

(4) Dについて

代襲相続の規定(887条2項)は、相続放棄には適用されないためDも相続人とならない。

(5) Eについて

B及びCが相続人とならないため、Aの姉であるEは、原則として相続人となる(889条1項2号)。しかし、Eは、本件Yの自筆証書遺言を隠匿しており、相続人の欠格事由があるため(891条5号)相続人になることができない。

(6) Fについて

B及びCが相続人とならないため、「887条の規定により相続人となるべき者がいない」といえ、Yの弟であるFは、相続人となる(889条1項2号)。

(7) Gについて

GはEの子であり、Eは「891条の規定に該当」するため、代襲相続としてGは相続人となる(889条2項, 887条2項)

3 以上より、A・F・Gが亡Yの相続人となる。

### 第3 設問3

1 A・F・Gは、Xに対する800万円の債務をどのように負うか。

2 (1) まず、各々の相続分はいくらであるか。

本件では、相続人は「配偶者」であるA、「兄弟姉妹」であるF、及び「兄弟姉妹」であるEを代襲したGであるため、900条3号、900条4号及び901条1項が適用される。そのため、Aが4分の3である600万円を、FとGが4分の1を2人で分けた100万円ずつについて、債務を相続する。

なお、本件では遺言があるが、Cが相続放棄をしていることから問題とはならない。

(2) 次に、どのように相続されるか

この点、本件のような金銭債務の場合、遺産分割を待たずに、当然に分割される。そのためA・F・Gは、分割して債務を相続する。

3 以上より、Aが600万円、Fが100万円、Gが100万円の金額でXに対する債務を分割して相続し、それぞれの範囲でZと連帯して債務を負う。

以 上

# 採点講評

(2018年12月23日 親族相続法)

## 1 全体的な採点実感等

配点割合としては、設問1：設問2：設問3＝1：2：1であったのだが、これが明示されていなかったからか、設問間のボリュームにバランスを欠くものが見られた。

設問1については915条1項の熟慮期間の起算点、設問3については連帯債務と相続というようにそれぞれ1つだけの論点が問題となっているのに対し、設問2については、A～Gの登場人物全員が相続放棄・欠格事由・法定単純承認等で相互に関わる問題となっているのであるから、自ずと設問2のボリュームが大きくなるはずである。にもかかわらず、設問2が極端に短い答案が散見された。

どの程度の分量を書けばよいかの判断としては、問題文の事実の量が一つの目安となる。本問で設問2については、事実1・2・3・7のほか、Cにつき事実4で、Eにつき事実6で、特に記載されているため、これらの事実を使って論じることが求められていることは自ずと分かるはずである。

## 2 各設問について

### (1) 設問1

問題となる条文として、915条1項の指摘はすべての答案でなされていたが、問題となる文言が「自己のために相続の開始があったことを知った時」という括り出しではなく、「相続の開始があったことを知った時」という不適切な括り出しをしている答案が少なからず存在した。そのため、Bは、Y死亡という「相続の開始があったことを知った時」にあたるが、本問の事情から例外的にあたらぬという方向で検討しようとする答案、そもそも三段論法の形を採らず、作文になってしまっている答案が見受けられた。

条文は、項や号数、柱書、但し書きの別はもちろん、その文言(「」で括り出す部分)を意識して正確に扱ってほしい。

### (2) 設問2

#### ア Cについて

Xに対する債務の財産目録不記載を事実適示できた答案は思いの外少なかった。これを適示できた答案でも、921条3号本文を挙げるに留まり、法定単純承認となってCは相続人になるとするものがほとんどであった。その後、F(厳密にいえばEも)が法定単純承認(921条2号)となるため3号但し書きにより、Cは法定単純承認とならず、相続放棄の効果は覆らないと言及できていた人はわずか2名であった。

イ Eについて

遺言書の隠匿の事実を適示してこれを相続欠格事由に該当すると認定した答案は多かったが、二重の故意に言及できたものは少なかった。百選判例にも挙げられ、司法試験択一でも出題済みであるから、これを書けないというのは、受験生としては問題と思われる。

Eを相続欠格とした結果、その子Gを代襲相続人（889条2項・1項2号・887条2項）としてしまう答案が目についた。

しかし、二重の故意どころか相続欠格事由にも気づけなかった人は、Eを相続人と認定して、結論的には正解してしまうため、二重の故意に気づかないだけの人との点数配分は考慮した。

ウ Fについて

相続権（889条1項2号）だけでなく、事実7からFについて法定単純承認が生ずること（921条2号）を指摘してほしかった。これを指摘することにより、Cについての921条3号但し書きに気づくことができるように出題したつもりであっただけに残念であった。

エ Aについて

Aも亡くなったと認定して相続人を解答した方には、不利にならないよう配慮した。

\*事実7「亡きA」との記載は「亡きY」の誤りです。謹んでお詫びします。

(3) 設問3

本問でCに相続させる旨の遺言があることに一言触れてほしかったのだが、Cが相続放棄している（939条）ことから問題とならないにもかかわらず、遺言の内容の解釈に必要以上に紙幅を割いて論じる答案も散見された。知っているから書くのではなく、事案の解決に必要な限度で論ずるべきであることを肝に銘じてほしい。

設問3については、多くの答案で、いきなりあてはめに入っており、規範を立てて当てはめる姿勢が希薄だったのが気になった。三段論法を守って論述する癖を身につけてほしい。

以上

# 司法試験予備試験答案練習会 2018年12月23日分 得点分布表

親族法・相続法

出席者 26名 平均点 22.8点

